

両用（デュアル・ユース）品目の 輸出包括許可について

～中国の輸出規制管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2026年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 輸出包括許可の定義と特徴

中国「両用（デュアルユース）品目輸出管理条例」（国务院令第 792 号、2024 年 9 月 30 日公布、2024 年 12 月 1 日より施行。以下「輸出管理条例」）¹第 15 条第 3 項によると、輸出包括許可（中国語：出口通用許可、日本語では「一般許可」と翻訳されることもある）とは、輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間内において、同一または複数のエンドユーザーに対する両用品目の複数回の輸出を許可するものとされる。

いわゆる「個別許可」である通常の両用品目輸出許可に比べると、輸出包括許可は、1 回の申請で複数回利用できるという利点があるため、一種の手続き簡素化であると言える。他方、輸出包括許可の許可申請のハードルは通常の個別許可よりも高く、一定の要件をクリアしない限り、輸出包括許可を申請することはできない。

2. 輸出包括許可の申請条件

2.1 関係法令の規定

2026 年 3 月時点で、輸出包括許可の申請条件の詳細を定める法令として、主に「輸出管理条例」と「両用品目・技術輸出包括許可管理弁法」（商務部令 2009 年第 8 号、2009 年 5 月 13 日公布、2009 年 7 月 1 日より施行。以下「輸出包括許可規則」）²がある。「輸出管理条例」第 16 条、第 20 条ならびに「輸出包括許可規則」第 7 条、第 8 条、第 10 条などの規定に基づき、輸出包括許可の申請条件および提出すべき書類を次の表に整理する。

表 1 輸出包括許可の申請条件および必要書類

項目	両用品目輸出管理条例	両用品目・技術輸出包括許可規則
事業者 が満 たす べき 条件		(1) 合法的な対外貿易事業者であること。
	(2) 両用品目の輸出に関する内部コンプライアンス制度を構築しており、かつ良好に運用していること。	(3) 両用品目と技術の内部統制体制を構築していること。
	(4) 関係する両用品目の輸出記録を有すること。	(5) 両用品目と技術の輸出事業歴 ≥ 2 年。 (6) 【甲類包括許可】 ³ 連続 2 年以上で両用品目と技術の輸出許可証年間交付数 ≥ 40 件。 【乙類包括許可】 ⁴ 連続 2 年以上で両用品目と技術の輸出許可証年間

¹ 中国国务院： https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6981399.htm

² 中国商務部：

https://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/zc/gz/art/2021/art_5750421b0a384450b29af171868ed5fe.html

³ 「輸出包括許可規則」第 5 条によると、「甲類包括許可」とは、複数の国家（地域）における複数のエンドユーザーに対する複数のデュアル・ユース品目と技術を複数回輸出できる許可証である。

⁴ 「輸出包括許可規則」第 5 条によると、「乙類包括許可」とは、1 つの国家（地域）における固定のエンドユーザーに対する特定のデュアル・ユース品目と技術のみを複数回輸出できる許可証である。

		交付数 \geq 30 件。
	(7) 比較的固定的な輸出ルートとエンドユーザーを有すること。	(8) 比較的固定的な両用品目と技術の販売ルートとエンドユーザーを有すること。
	(9) 輸出事業者もしくは同事業者における両用品目輸出に係る責任者個人が、両用品目輸出管理の違法行為に起因する刑事罰を受けていないこと。 (10) 5年以内に両用品目輸出管理の違法行為に起因して情状が重大な行政罰を受けていないこと。	(11) 直近 3 年間で刑事罰または関係当局からの行政罰を受けていないこと。
	(12) 商務部「コントロールリスト」に掲載されている中国外の組織・個人によって中国国内に設立された完全子会社、代表機構、分支機構ではないこと。 (13) その他商務部が定める事由。	
申請に必要な提出書類	(14) 申請者の法定代表者、主要経営管理者および担当者の身分証明書。 (15) 両用品目の輸出に係る契約書の副本または他の証明資料。	
		(16) 両用品目と技術の輸出包括許可申請表。 (17) 合法的な対外貿易事業者であることを証明する資料。 (18) 直近 3 年間で刑事罰または関係当局からの行政罰を受けていないことの誓約書。
	(19) 両用品目の技術説明書または検査報告書。	(20) 申請する輸出包括許可の対象となる品目と技術の種類および関係する技術説明資料。
	(21) 両用品目輸出に関する内部コンプライアンス制度の運用状況の説明書。	(22) 両用品目と技術の内部統制体制の構築と運用状況に関する説明書および関係する証明資料。
	(23) 両用品目のエンドユーザーと	(26) 各契約の履行開始までにエンドユ

	<p>エンドユースを証明する資料。</p> <p>(24) 両用品目輸出許可証の申請、交付、使用の状況に関する説明書。</p> <p>(25) 両用品目の輸出ルートとエンドユーザーの状況に関する説明書。</p>	<p>ユーザーから発行される、関係する誓約書またはエンドユーザー、エンドユースに関する説明資料の誓約書。</p> <p>(27) 従事する両用品目と技術の輸出事業の状況の説明書（直近2年間の両用品目と技術の輸出許可証の申請・交付・使用の状況に関する説明、両用品目と技術の販売ルートとユーザーの状況に関する説明[取引の各関係者との関係性、取引の状況および輸入者とエンドユーザーに関する説明を含む]）。</p>
	<p>(28) その他商務部から提出を求められた資料。</p>	<p>(29) その他管轄当局から提出を求められた資料。</p>

2.2 「輸出管理条例」と「輸出包括許可規則」の適用関係

上表各項目における「輸出管理条例」と「輸出包括許可規則」の関係性として、次のようなパターンがある。

- (a) 片方にだけ存在する項目（例：第(12)-(15)項）、
- (b) 両方で共通する項目（例：第(7)項≒第(8)項）、
- (c) 両方で矛盾する項目（例：第(9)項 全期間刑事罰・前科なし、第(11)項 直近3年間刑事罰前科なし）、
- (d) 「輸出包括許可規則」が「輸出管理条例」を補完する項目（例：第(5)-(6)項の輸出事業歴と輸出許可証交付件数が、第(4)項における「関係する輸出記録」の細則となりうる）。

各パターンにおいてどの項目が適用されるかについて、一般論として、「輸出管理条例」は「輸出包括許可規則」の上位法（前者が日本の政令に相当する国务院条例＞後者が日本の省令に相当する商務部規則）であり、公布日も前者のほうが新しいため、基本は「輸出管理条例」を優先的に適用すべきであり、「輸出管理条例」の解釈が不明であるときに限り、「輸出包括許可規則」がその補完となりうると解される。その証左として、2025年3月28日商務部の公式サイトに公表された「両用品目輸出許可申請記入ガイドライン」⁵の輸出許可申請にあたってのFAQの第36項において、輸出包括許可の申請条件は基本的に「輸出管理条例」の内容に沿って解説されている。例外として、第(5)-(6)項の輸出事業歴と輸出許可証交付件数については、パターン(d)に該当するため、たとえその内容が「輸出管理条例」に記載されていないとしても、適用することはできるということになる。同様の例として、表1の第(27)項も、第(24)-(25)項の補完になるため、第(24)-(25)項の説明書を作成するにあたって、第(27)項が参考になりえる。

⁵ 中国商務部：https://aqygzi.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html

3. 輸出包括許可の運用実態

輸出包括許可の運用実態について、中国当局から公表される情報は少ない中、数少ない公式発表の1つとして、商務部が2023年8月20日に発出した「一部の自由貿易試験区における両用品目の輸出管理に係る特定の試験運用業務の実施に関する通知」（商安管函〔2023〕446号）⁶という通達がある。同通達によると、輸出包括許可の審査において、商務部は、「企業内部コンプライアンス制度の構築と運用の状況、輸出先の国または地域、品目のセンシティブ性の程度、エンドユーザーの信頼可能性、エンドユースの合理性、対象品目の過去の輸出状況、貿易方式、輸出事業者の信用記録」などの要素を総合的に勘案した上で、申請の可否を決定するとされる。

輸出包括許可を実際に取得した事例についても情報は少ないが、2026年3月時点で少なくとも3社の事例が報じられていることが確認できる。新華社傘下の上海証券報の報道⁷によると、2025年12月、中国レアアース磁石大手メーカーである金力永磁（JL Mag Rare-Earth）、中科三環（Zhong Ke San Huan）、寧波韻昇（Ningbo Yunsheng）の3社が、輸出包括許可を取得したとされている。

4. 輸出管理コンプライアンスガイドラインとの関係性

2021年4月28日、商務部は「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見」（商務部公告2021年第10号、以下「指導意見」）およびその付属文書である「両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドライン」（以下「ガイドライン」）を公表⁸した。同ガイドラインでは、両用品目を輸出する中国の事業者が中国の輸出管理制度をより良く遵守するための社内体制構築、リスク評価、審査手続きの確立、緊急対応措置の策定、研修の実施、コンプライアンス監査の充実化、資料記録の保管、管理マニュアルの作成などの内容が盛り込まれている。

表1第(2)項、第(21)項のとおり、輸出包括許可を申請する前提の1つとして、輸出事業者は「両用品目の輸出に関する内部コンプライアンス制度を構築しており、かつ良好に運用している」必要がある。商務部の「両用品目輸出許可申請記入ガイドライン」⁹の輸出許可申請にあたってのFAQ第58項、第61項において、事業者がコンプライアンス制度を構築するにあたっては、指導意見とガイドラインを参照することができるとの公式見解が示されていることから見ると、中国の輸出事業者が輸出包括許可を申請するためには、指導意見とガイドラインにしたがって社内のコンプライアンス体制を整備する必要があると言える¹⁰。

⁶ 中国商務部：

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2023/art_1f48dd50b71e472e80a930121f5c72e2.html

⁷ 上海証券報：<https://www.cnstock.com/commonDetail/598332>

⁸ 中国商務部：

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2021/art_493156a4282644f3a692370d8b8d28f2.html

⁹ 同脚注5。

¹⁰ 指導意見とガイドラインの詳細については以下を参照。

ジェトロ調査レポート「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見の概要」：https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/04c339ffc1751cb1/20210042_02.pdf

同「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス体制の構築に関する指導意見の実務上のポイント」：https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/04c339ffc1751cb1/20210042_03.pdf

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260004>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp